

中にも解決していただかなきゃいけないし、そして、もし局長の任期中に解決できないんだったら長官にしちゃいけないと思いますよ。大臣、見解を。

まず局長、そして大臣、お願いします。

○伊藤政府参考人 お答え申し上げます。

繰り返しになりますが、今申し上げましたように、先週出てまいりました報告書の内容についてしっかりとフォローして、問題の早期解決に努めてまいりたいと考えております。

○加藤国務大臣 まさに、この委員会等、国会において様々な御意見も頂戴しているところでございます。

まさに、スルガ銀行不正融資事案、業務改善を命令してからもう六年以上経過しているわけでありまして、いまだ最終的な解決に至っていない債務者の方々がおられる、このことは大変遺憾だということ、そして、一日も早い解決に向けて、今般、私も逐次、状況は担当部署から報告を受けると同時に、同行に対して五月十三日に報告徴求命令の发出を行い、そして現在、同行からの報告概要、もちろんそれも聞かせていただいております。

今後、私として、債務者にとって可能な限り早期に問題解決が図られるよう私自身も深く関与し、そして必要な措置をしつかり取っていきたい、こういうふうを考えております。

○高井委員 報告徴求を出したことは評価しますが、中でも、中身がすかすかなものになりかねないので今日申し上げていますので、これは、大臣それから局長、しつかりチェックして、本中に任期中に解決をお願いします。

法案の質問はできませんでしたが、我が党は賛成いたします。

ありがとうございます。

○井林委員長 次に、辰巳孝太郎君。

○辰巳委員 日本共産党の辰巳孝太郎でございます。信託業法改正案には賛成をいたします。

今年五月、スルガ銀行は、金融庁より報告徴求を受領したと公表をいたしました。シェアハウス融資でスルガ銀行の不正行為が大量に発覚した問題では一定の解決が図られたものの、同時期に進行していたアパマン融資では、同じ不正行為が発覚しているものの、個々の案件の多様な事情があるという理由で一律解決を拒否したため、いまだに解決できない被害者が破綻の危機に陥っております。当時の金融庁がスルガ銀行を持ち上げ、不動産融資をあおったことから起こった事件であることは明らかだというふうに思います。シェアハウス問題でも金融庁の責任は曖昧のままであります。上、全ての被害解決に向けてスルガ銀行を指導し切ることで金融庁の責任を果たしていただきたいということを申し上げておきたいというふうに思います。

今日は、森友事件について聞かせていただきました。

伊藤豊金融庁監督局長は、元財務省の秘書課長として、公文書改ざん発覚後に財務省が二〇一八年六月にまとめた報告書、これをまとめた一人であります。伊藤さんがまとめたこの二〇一八年六月の調査報告書では、佐川氏が改ざんの指示をしたとは一切書かずに、あくまで、方向性を決定づけたとししか書かれておりません。

安倍昭恵氏を始めとする政治家関係者の記述が決議文書にあることが佐川氏に報告された際のくだり、これは報告書の二十四ページにあるんですけれども、こう記されているんですね。

理財局長は、そうした記載のある文書を外に出すべきでなく、最低限の記載とすべきであると反応した。理財局長からはそれ以上具体的な指示はなかったものの、総務課長及び国有財産審理室長としては、理財局長の反応を受けて、記載を直す必要があると認識した。

伊藤さん、確認しますけれども、反応したというふうにあるんですけれども、これは、そのように佐川氏が伝えたということと間違いありません。

ね。これは指示ということになるんじゃないですか。いかがですか。

○窪田政府参考人 お答えいたします。

まさに委員が読み上げにされましたとおりでありまして、報告書においても、方向性を、一連の対応の方向性を決定づけたということは調査報告書においても記載されているとおりでございます。

○辰巳委員 ですから、これは指示をしたということでもいいんじゃないですか。外に出すべきではないと反応した、これは、事実上、指示ですよ。反応したんですよ。これは言っているわけですね。そういう発言があったということは確認しています。出すべきではないという発言があったと。これは確認させていただきます。

○窪田政府参考人 報告書に記載のとおりでございます。

○辰巳委員 だったら、これは指示じゃないですか。事実上、指示ですよ。反応したんですよ。出すべきではない、それを聞いていたんですよ、総務課長などが。これは指示ですよ。べきでないと言っているんだから、指示ですよ。いかがですか。

○窪田政府参考人 指示をするということと方向性を決定づけるということは、言葉の問題であります。方向性を決定づけるということも、大変重要な対応を理財局長がし、総務課長及び国有財産審理室長は、その反応を受けて記載の改ざんなどを行ったということかと思えます。

○辰巳委員 方向性を決定づけたのは当然なんです。しかし、初めてこの政治家関係者の記述があると理財局長に報告されたときに、理財局長は、文書を出すべきでなく、最低限の記載とするべきであると部下に言っているんですね。

大臣、その場面を思い浮かべてください、普通に考えたら指示ですよ、これは。いかがですか、大臣。

○加藤国務大臣 まさに私から申し上げられることは、まさに、その調査報告書に書かれていたこ

と、そのことが全てだというふうに思います。

その上で、委員がどういうふうにお考えになるかどうか、それはまたいろいろお考えがあると思いますが、私どもとしては、その報告書に書かせていただいたものが全てであるというふうに考えています。

○辰巳委員 全てではなく、ごまかしているのので改めて聞いているんです。

これは、指示と書かないんですよ。だけれども、佐川氏がそう反応したというのは、反応したじゃないんですよ、これは。言っているんですよ。今、言ったということを認められたと思うんですけれどもね。

外に出すべきではなく最低限の記載とすべきであると部下に言ったら、それは、改ざんしなさい、そういう指示になるんじゃないですか。大臣、そう思いますよね。

○加藤国務大臣 その場のやり取りそのものを私は承知しておりませんから言及できませんけれども、まさにそうしたことを聞いた人間が、まさにそれはそういう反応だったという、そうした言葉で受け取った、そして、それがそのまま報告書に書かれたということではないかというふうに思います。（発言する者あり）

○辰巳委員 そうなんです。組織ではそれが指示になるんですよ、大臣。

じゃ、伊藤さんに改めて聞きたいと思うんですよ。

二〇一八年の十月二十八日、伊藤さんは、夫を亡くした赤木雅子さんのところに弔問に行き、そのまさに四か月前のこの六月に仕上げた財務省の調査報告書の中身について説明をしています。その際、こう伊藤さんはおっしゃっているんですね。

本件については何段階もありまして、佐川局長の指示が赤木さんまで到達するまでに、途中何人も止められなかった、若しくは自分で手を動かしてしまった人たちなので、最後は彼の判断、理財局長の判断。

これは私は重大な発言だというふうに思いますよ。調査報告書をまとめられたまさに御本人が、佐川局長の指示ということをおっしゃっている。伊藤さん、指示ということがあったんじゃないですか。

○窪田政府参考人 それぞれの者があらゆる場所です。どういふことを言っているかというのを完全に把握しているわけではございませんが、調査の結果は、こちら、この調査報告書にありますように、具体的な指示はなかったものの、理財局長の反応を受けて、総務課長、国有財産審理室長は記載を直す必要があると認識したという事実があったというふうに考えております。

○辰巳委員 個々の発言について詳細は知らないと言っているんですけども、御本人がおられますから、御本人、発言してくださいよ、是非。伊藤さん、いかがですか。

○窪田政府参考人 調査報告書は財務省の責任としてまとめたものですので、これが財務省の見解ということになります。

○辰巳委員 私、これはやはり、まとめたのは財務省なんです、まさに身内がまとめた調査報告書で、余りにも不十分だと言わなければなりません。今、兵庫県では第三者の調査会がやられて、それこそ知事の指示の可能性が高いという話もされているわけですよ。我が党は、この国会でも野党からは、第三者的な立場での調査が必要だ、あるいは国会が関与しての調査が必要だということを言ってきたわけですよ。財務省は、最強の第三者機関である検察が動いているから大丈夫なんだということを言ってきたわけですよ。ところが、その検察に提出された十七万ページの報告書、決裁文書等が、重要な部分が欠落していたという話になってきたわけですよ。これは十分な調査ができないという話じゃないですか。

やはり、第三者的な立場での調査というのを改めてやって、森友事件の改ざんの真相を明らかにする、そのことを改めて申し上げて、私からの質問を終わります。またやりたいと思います。

ありますがございました。

○井林委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○井林委員長 これより討論に入ります。

討論の申出がありますので、これを許します。

○階委員 立憲民主党の階猛です。

ただいま議題となりました信託業法の一部を改正する法律案について、反対の立場から討論いたします。

先ほどの海江田委員からの質問に対し、公益信託法を所管する内閣府の政府参考人の答弁は、全く不十分でありました。

具体的には、本法案が成立した後、新公益信託の認可、検査、監督を一元的に担うことになる内閣府等の体制拡充について、現下の六十三人をどうするか不明確であります。また、受託者に対する検査の頻度は、三年に一回という公益法人の検査ルールより増やすか減らすかも不明確でありました。税制上の優遇措置をセイルストークとして受託者による委託者への勧誘を禁止することには消極的でありました。さらに、一定金額以上の資産を預かる公益信託について、引き続き信託業法の規制を及ぼすことにも消極的でありました。

これで果たして委託者の利益は守れるのでしょうか。甚だ疑問です。

加えて、政府参考人は、この答弁の際、質問者の目を全く見ることなく、視線は常に宙をさまよっていました。今後の制度運用への自信のなさ

が如実に表れていたと思います。

こうした質疑の経過と結果を踏まえ、公益信託の受託に関し、信託業法の規定の適用を除外し、金融庁がいわば縁を切るという本法案については、現時点でその必要性も合理性も認められません。立法府として反対すべきであります。

委員各位の御賛同を求め、討論を終わります。

(拍手)

○井林委員長 これにて討論は終局いたしました。

た。

○井林委員長 これより採決に入ります。

信託業法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○井林委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○井林委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○井林委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十時二十四分散会